

(5) 認知症対応型通所介護

- ①基本報酬の見直し
- ②利用定員の見直し
- ③運営推進会議の設置
- ④夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
- ⑤送迎時における居宅内介助等の評価
- ⑥延長加算の見直し
- ⑦送迎が実施されない場合の評価の見直し
- ⑧リハビリテーションの基本理念
- ⑨介護職員処遇改善加算の拡大（別掲）
- ⑩サービス提供体制強化加算の拡大（別掲）

①基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護については事業の実施状況等を勘案し、据え置くこととする。

認知症対応型通所介護費(I)								
認知症対応型通所介護費(i)(単独型)								
改正前					改正後			
3時間以上 5時間未満	要介護1	593	単位	⇒	3時間以上 5時間未満	要介護1	564	単位
	要介護2	652	単位			要介護2	620	単位
	要介護3	712	単位			要介護3	678	単位
	要介護4	773	単位			要介護4	735	単位
	要介護5	832	単位			要介護5	792	単位
5時間以上 7時間未満	要介護1	910	単位	⇒	5時間以上 7時間未満	要介護1	865	単位
	要介護2	1,007	単位			要介護2	958	単位
	要介護3	1,104	単位			要介護3	1,050	単位
	要介護4	1,201	単位			要介護4	1,143	単位
	要介護5	1,299	単位			要介護5	1,236	単位
7時間以上 9時間未満	要介護1	1,036	単位	⇒	7時間以上 9時間未満	要介護1	985	単位
	要介護2	1,148	単位			要介護2	1,092	単位
	要介護3	1,261	単位			要介護3	1,199	単位
	要介護4	1,374	単位			要介護4	1,307	単位
	要介護5	1,486	単位			要介護5	1,414	単位

①基本報酬の見直し その2

認知症対応型通所介護費(ii)(併設型)							
改正前			改正後				
3時間以上 5時間未満	要介護1	536	単位	3時間以上 5時間未満	要介護1	510	単位
	要介護2	590	単位		要介護2	561	単位
	要介護3	643	単位		要介護3	612	単位
	要介護4	697	単位		要介護4	663	単位
	要介護5	751	単位		要介護5	714	単位
5時間以上 7時間未満	要介護1	818	単位	5時間以上 7時間未満	要介護1	778	単位
	要介護2	905	単位		要介護2	861	単位
	要介護3	992	単位		要介護3	944	単位
	要介護4	1,079	単位		要介護4	1,026	単位
	要介護5	1,166	単位		要介護5	1,109	単位
7時間以上 9時間未満	要介護1	930	単位	7時間以上 9時間未満	要介護1	885	単位
	要介護2	1,030	単位		要介護2	980	単位
	要介護3	1,131	単位		要介護3	1,076	単位
	要介護4	1,232	単位		要介護4	1,172	単位
	要介護5	1,332	単位		要介護5	1,267	単位

認知症対応型通所介護費(Ⅱ)(共用型)

⇒ (据え置き)

①基本報酬の見直し その3

介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)								
介護予防認知症対応型通所介護費(i)(単独型)								
改正前					改正後			
3時間以上	要支援1	518	単位	⇒	3時間以上	要支援1	493	単位
5時間未満	要支援2	574	単位		5時間未満	要支援2	546	単位
5時間以上	要支援1	787	単位		5時間以上	要支援1	749	単位
7時間未満	要支援2	878	単位		7時間未満	要支援2	836	単位
7時間以上	要支援1	896	単位		7時間以上	要支援1	852	単位
9時間未満	要支援2	1,001	単位		9時間未満	要支援2	952	単位

介護予防認知症対応型通所介護費(ii)(併設型)								
改正前					改正後			
3時間以上	要支援1	468	単位	⇒	3時間以上	要支援1	445	単位
5時間未満	要支援2	519	単位		5時間未満	要支援2	494	単位
5時間以上	要支援1	707	単位		5時間以上	要支援1	673	単位
7時間未満	要支援2	790	単位		7時間未満	要支援2	751	単位
7時間以上	要支援1	805	単位		7時間以上	要支援1	766	単位
9時間未満	要支援2	899	単位		9時間未満	要支援2	855	単位

介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)(共用型)

⇒ (据え置き)

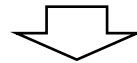
②利用定員の見直し

共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

○基準省令第46条より
(共用型認知症対応型通所介護の利用定員)

(改定前)

- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
⇒ 事業所又は施設ごとに1日当たり3人以下



(改定後)

- ① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
⇒ 共同生活住居(ユニット)ごとに1日当たり3人以下
- ② 地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
⇒ 施設ごとに1日当たり3人以下

③運営推進会議の設置

地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

(新規)

- 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- 指定認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

※ 基準省令改正未

④夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化 その1

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めるとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

○基準省令第44条（設備及び備品等）第4項

前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

○基準省令第59条の2（事故発生時の対応）第4項

指定認知症対応型通所介護事業者は、第44条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

<必要な措置>

- ・市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる（第1項）
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない（第2項）

④夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化 その2

(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(H27.3.2)資料より)

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等のガイドラインは、独自基準を設けている自治体の枠組み、指定小規模多機能型居宅介護や基準該当短期入所生活介護に関する基準を参考に以下のとおり整理している。

	主な事項	主な記載内容
総則	目的	ガイドラインの目的(利用者の尊厳の保持・安全確保)
	定義	宿泊サービスの定義(営業時間外に通所介護の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス提供を行うこと)
	宿泊サービスの提供	利用者の心身の状況に応じ、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供
	宿泊サービス事業者の責務	居宅介護支援事業者との連携や他法令の遵守
人員関係	従業者の員数及び資格	従業者の配置数(夜勤1以上)や資格
	責任者	宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること
設備関係	利用定員	宿泊サービスの利用定員
	設備及び備品等	宿泊室の定員、一人当たり床面積(7.43㎡以上)、プライバシーの確保、消防法等に規定された設備の整備等
運営関係	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要等の説明、利用申込者の同意
	宿泊サービスの提供の記録	サービスの提供記録とその記録の利用者への交付
	宿泊サービスの取扱方針	自立支援の観点からのサービス提供、身体的拘束等の禁止等
	宿泊サービス計画の作成	宿泊サービス計画の作成した上で、サービス提供を行うこと
	介護	自立支援の視点に立った介護の提供
	食事	栄養状態等に配慮した食事の提供
	健康への配慮	健康状況へ配慮したサービスの提供
	相談及び援助	利用者・家族の相談に応じ適切な助言、援助
	緊急時等の対応	利用者の急変時における主治の医師等への連絡
	運営規程	事業の目的・運営方針、従業者の職種、提供時間、利用定員、利用料、非常災害対策等
	勤務体制の確保等	勤務体制の確保と研修機会の確保等
	定員の遵守	利用定員の遵守
	非常災害対策	定期的な夜間の避難訓練等の実施
	衛生管理等	感染症防止の措置
	運営規程等の掲示	勤務体制、運営規程等の掲示
	秘密保持等	業務上知り得た情報の漏洩防止等
	広告	虚偽・誇大な広告の禁止、介護保険外であることの明記等
	苦情処理	苦情相談窓口の設置とその記録
	事故発生時の対応	事故発生の市町村への報告、記録、損害賠償等
	宿泊サービスを提供する場合の届出	宿泊サービスを提供する場合、開始前に指定権者への届出
	調査への協力等	指定権者が行う調査への協力、必要な改善を行うこと等
	記録の整備	サービス提供の内容、苦情処理の内容等の記録の整備

⑤送迎時における居宅内介助等の評価

送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を認知症対応型通所介護の所要時間に含めることとする。

（点数の新旧） 基本報酬に係る所要時間の考え方の変更

※ 算定要件等

- ・ 居宅サービス計画と認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施するものとし、所要時間に含めることができる時間は30分以内とする。
- ・ 居宅内介助等を行う者*は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等とする。

*居宅内介助等を行う者

- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 旧介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 旧ホームヘルパー1級研修課程修了者
- ・ 介護職員初任者研修修了者
- ・ 看護職員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

⑥延長加算の見直し

延長加算は、実態として事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

認知症対応型通所介護における延長加算

9時間以上10時間未満	⇒	50 単位／日
10時間以上11時間未満	⇒	100 単位／日
11時間以上12時間未満	⇒	150 単位／日
12時間以上13時間未満(新規)	⇒	200 単位／日
13時間以上14時間未満(新規)	⇒	250 単位／日

※ 算定要件

- 所要時間7時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行った場合。
- 指定認知症対応型通所介護の所要時間と指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となる時。

⑦送迎が実施されない場合の評価の見直し

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

送迎を行わない場合（新規） ⇒ $\Delta 47$ 単位／片道

※ 算定要件

- ・ 利用者に対して、その居宅との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。
- ・ 同一建物の減算の対象となっている場合には、対象外となる。

注）同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に係る減算（継続）
⇒ $\Delta 94$ 単位／日

※ 算定要件（改定なし）

- ・ 同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に対し、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

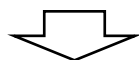
⑧リハビリテーションの基本理念

リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する（認知症対応型通所介護も同様に規定する）。

○基準省令第41条（基本方針）抜粋

（改定前）

・・・可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、・・・



（改定後）

・・・可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、・・・